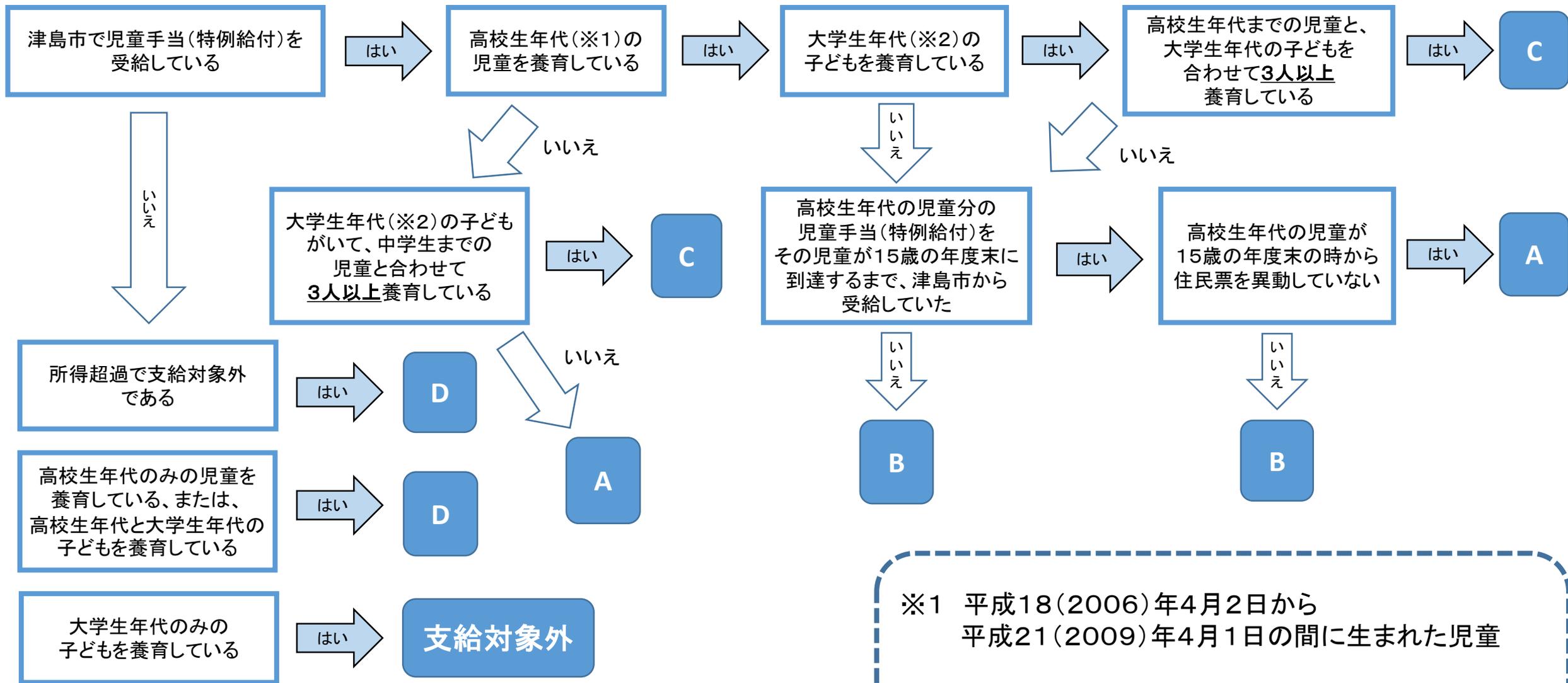


●児童手当 制度改正 手続要否確認フローチャート

(生計中心者が公務員の場合や、他市区町村から児童手当(特例給付)を受給している場合を除く。)



※1 平成18(2006)年4月2日から平成21(2009)年4月1日の間に生まれた児童
 ※2 平成14(2002)年4月2日から平成18(2006)年4月1日の間に生まれた子ども

次のページで該当のアルファベットの手続内容を確認してください。

A

に該当する方は**手続き不要**です。高校生年代の児童がいる場合及び児童が3人以上いる場合は、職権で額改定(増額)します。

B

に該当する方は**手続きが必要**です。以下の書類を提出してください。

- ・児童手当額改定認定請求書
- ・別居監護申立書(高校生年代の児童と別居している場合のみ必要)

C

に該当する方は**手続きが必要**です。以下の書類を提出してください。

- ・児童手当額改定認定請求書
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書(大学生年代の子どもについて記入し、提出が必要。)
- ・別居監護申立書(高校生年代の児童と別居している場合のみ必要)

D

に該当する方は**手続きが必要**です。以下を確認し、該当する書類を提出してください。

【高校生年代までの児童を養育している方、高校生年代までの児童と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が2人以下となる方】

- ・児童手当認定請求書
- ・別居監護申立書(高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代の子どもと別居している場合は不要。)

【高校生年代までの児童と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が3人以上となる方】

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書(大学生年代の子どもについて記入し、提出が必要。)

※上記の書類に追加で提出が必要です。

※ 提出後の審査で、支給の可否を決定します。結果通知は11月中旬以降に送付予定です。

※ その他追加で必要な書類を求める場合があります。

※ ご不明な点等ございましたら、子育て支援課(0567-24-1121)までお問い合わせください。